

3. 河川整備計画の対象区間及び期間

3.1 計画の対象区間

3. 河川整備計画の対象区間及び期間

3.1 計画の対象区間

白川水系河川整備計画の計画対象区間は、白川水系の国管理区間と熊本県管理区間とします。

表 3.1.1 河川整備の主な計画対象区間（国管理区間）

河川名	上流端	下流端	延長 (km)
しら 白川	熊本市新南部町大字小碓字小碓540番の4地先の小碓橋下流端	海	17.3
しら 白川（立野ダム）	左岸 熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字阿陰字掘切5337番2地先 右岸 同県同郡南阿蘇村大字河陽字尾道4240番地先	左岸 熊本県菊池郡大津町大字外牧国有林17林班ち小班地先 右岸 同県阿蘇郡南阿蘇村立野字古村1633番地先	3.1
くろ 黒川（立野ダム）	熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字河陽字下迫5021番の1地先の国道橋下流端	白川への合流点	1.3

注) 白川水系では官報で告示された時点の地名で表示しており、現在の地名とは異なるものもあります。

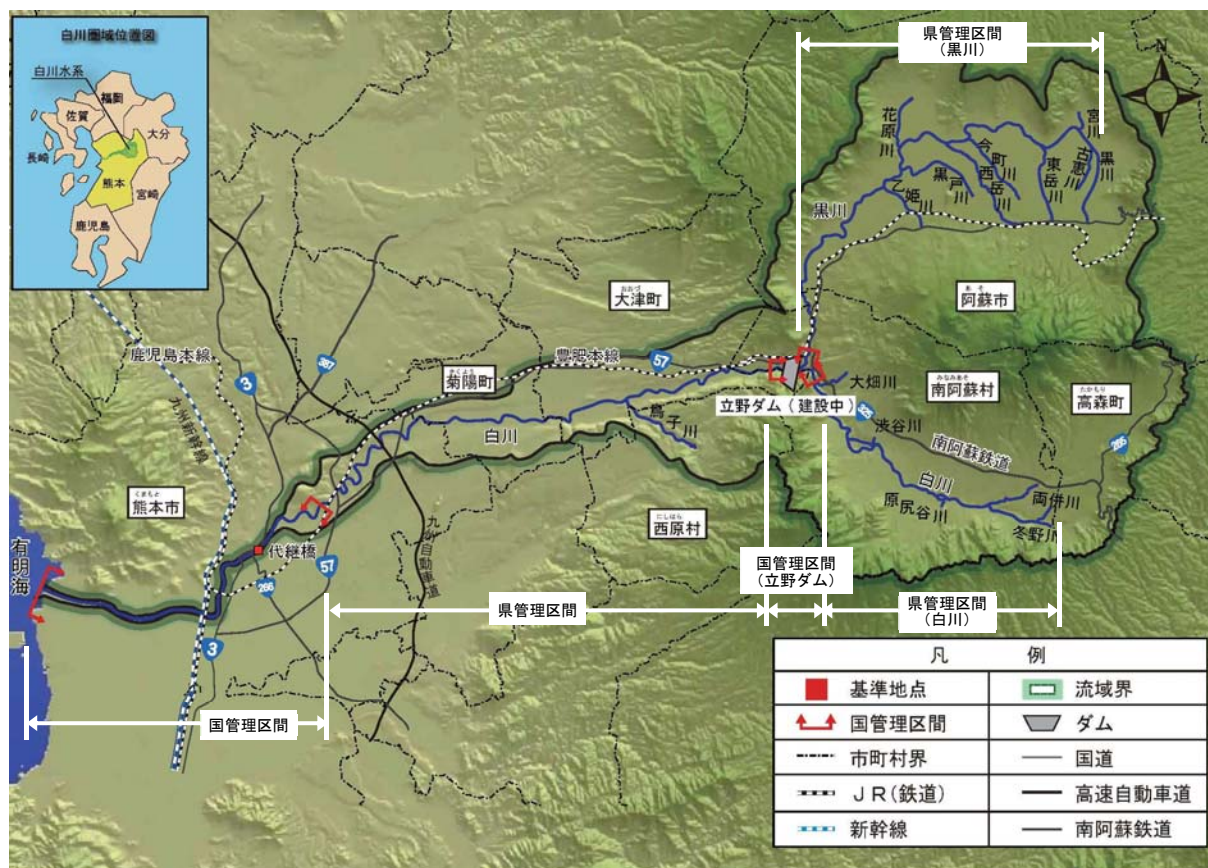


図 3.1.1 河川整備の対象となる河川（国管理、熊本県管理）

3. 河川整備計画の対象区間及び期間

3.1 計画の対象区間

表 3.1.2 河川整備の主な計画対象区間（熊本県管理区間）

河川名	上流端	下流端	延長 (km)
しら 白川	左岸 熊本県菊池郡大津町大字外牧国有林17 林班ち小班地先 右岸 同県阿蘇郡南阿蘇村立野字古村1633番 地先	小磧橋（熊本市新南部町）	28.1
	熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字白川字谷向2494 番地先の谷相砂防堰堤下流端	左岸 熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字阿陰字掘切 5337番2地先 右岸 同県同郡南阿蘇村大字河陽字尾道4240 番地先	14.7
とりこ 鳥子川	熊本県阿蘇郡西原村大字小森字風当1383番 地先の大切畑貯水池からの流出点	白川への合流点	4.5
おおはた 大畑川	熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字河陽字上水留 4523-1地先の村道橋下流端	白川への合流点	1.8
しぶたに 渋谷川	熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字河陽字仁連森 1348番1地先の国道橋	白川への合流点	1.6
はらじりたに 原尻谷川	熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字久石字四ノ大岩 下2029番の1地先の県道橋	白川への合流点	1.0
りょうへい 両併川	熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字両併字宮園1906 番の1地先の村道橋	白川への合流点	3.3
ふゆの 冬野川	熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字両併字樋口2631 番地先の村道橋	両併川への合流点	0.8
くろ 黒川	熊本県阿蘇市一の宮町宮地字東石塚4910番 地先の国道橋	熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字河陽字下迫5021 番の1地先の国道橋下流端	38.8
おとひめ 乙姫川	熊本県阿蘇市乙姫字溝口の下2001番の2地先 の国道子安川橋	黒川への合流点	3.4
くろと 黒戸川	横道川の合流点	黒川への合流点	5.2
かばる 花原川	熊本県阿蘇市湯浦字中島1085番の1地先の町 道中門橋	黒川への合流点	3.0
にしたけ 西岳川	左岸 熊本県阿蘇市蔵原字上大久保1456番地 先 右岸 同市竹原字荷内原755番地先	黒川への合流点	4.6
いままち 今町川	熊本県阿蘇市役犬原字堤口270番地先の上流 端を示す標柱	黒川への合流点	4.2
ひがしたけ 東岳川	熊本県阿蘇市一の宮町宮地字東油町4532番 の2地先の国道岳見橋	黒川への合流点	5.7
みや 宮川	熊本県阿蘇市一の宮町手野字堀田616番の2 地先の県道宮川橋	黒川への合流点	0.7
ふるえ 古恵川	左岸 熊本県阿蘇市一の宮町宮地字雀島1664 番地先 右岸 同市同町字白土1062番地先	黒川への合流点	3.0

3. 河川整備計画の対象区間及び期間

3.2 ブロック分割

3.2 ブロック分割

白川水系における河川整備の目標の策定並びに河川整備の実施にあたり、沿川の特성에応じて次の4つのブロック（区域）に分割することとします。

表 3.2.1 白川・黒川のブロック分割

ブロック名	区間	流域の特徴
阿蘇ブロック	谷相砂防堰堤（白川）～立野 松原橋（黒川）～立野	阿蘇のカルデラ地形。自然が豊かで、田畑、放牧地としての土地利用。
中流ブロック	立野 ～小碓橋	河岸段丘が発達。田畑としての土地利用。小碓橋上流側 9.4km では市街化が進んでいる。
市街部ブロック	小碓橋 ～白川橋梁（JR 鹿児島本線）	子飼橋付近から下流側は、築堤河川となる。熊本市中心部を擁し、市街化が進んでいる。人口が密集する。
下流ブロック	白川橋梁（JR 鹿児島本線） ～河口	平坦な沖積地。沿川は田畑として利用されているが、都市化が進みつつある。

3. 河川整備計画の対象区間及び期間

3.2 ブロック分割

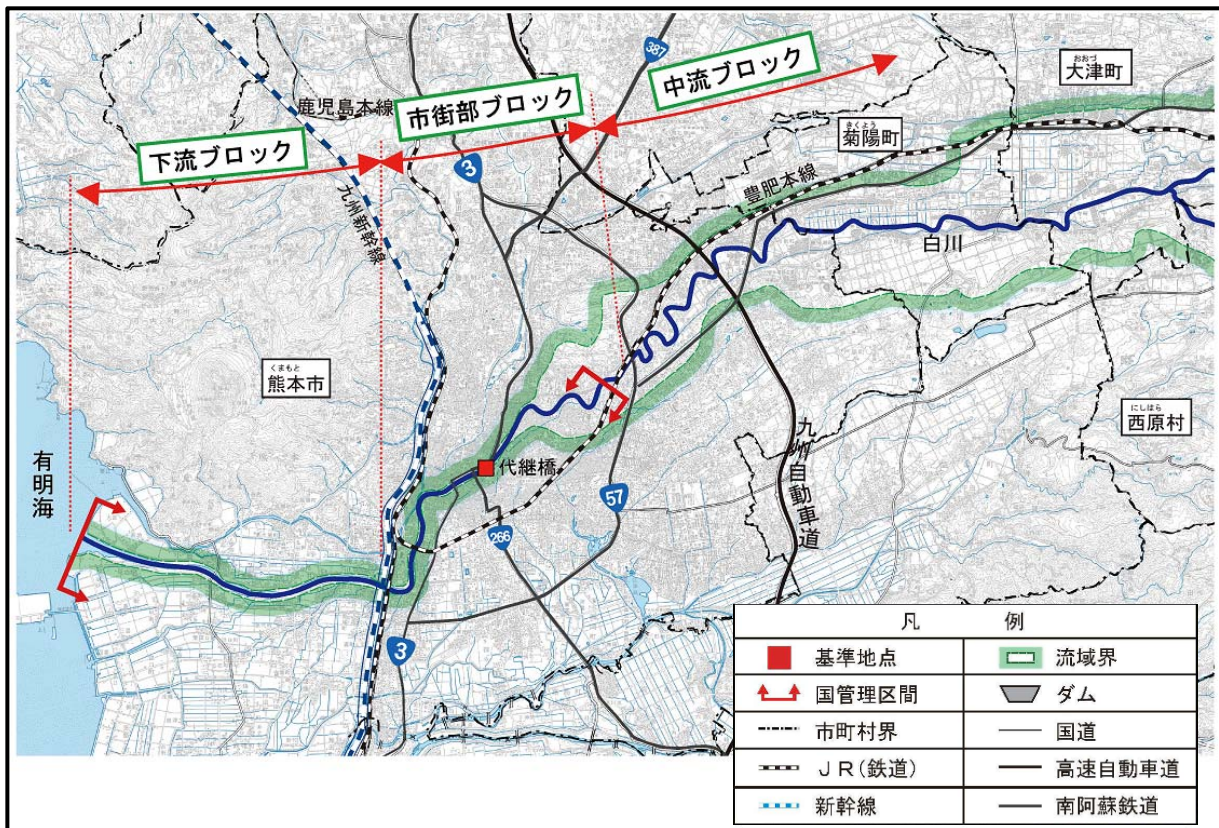
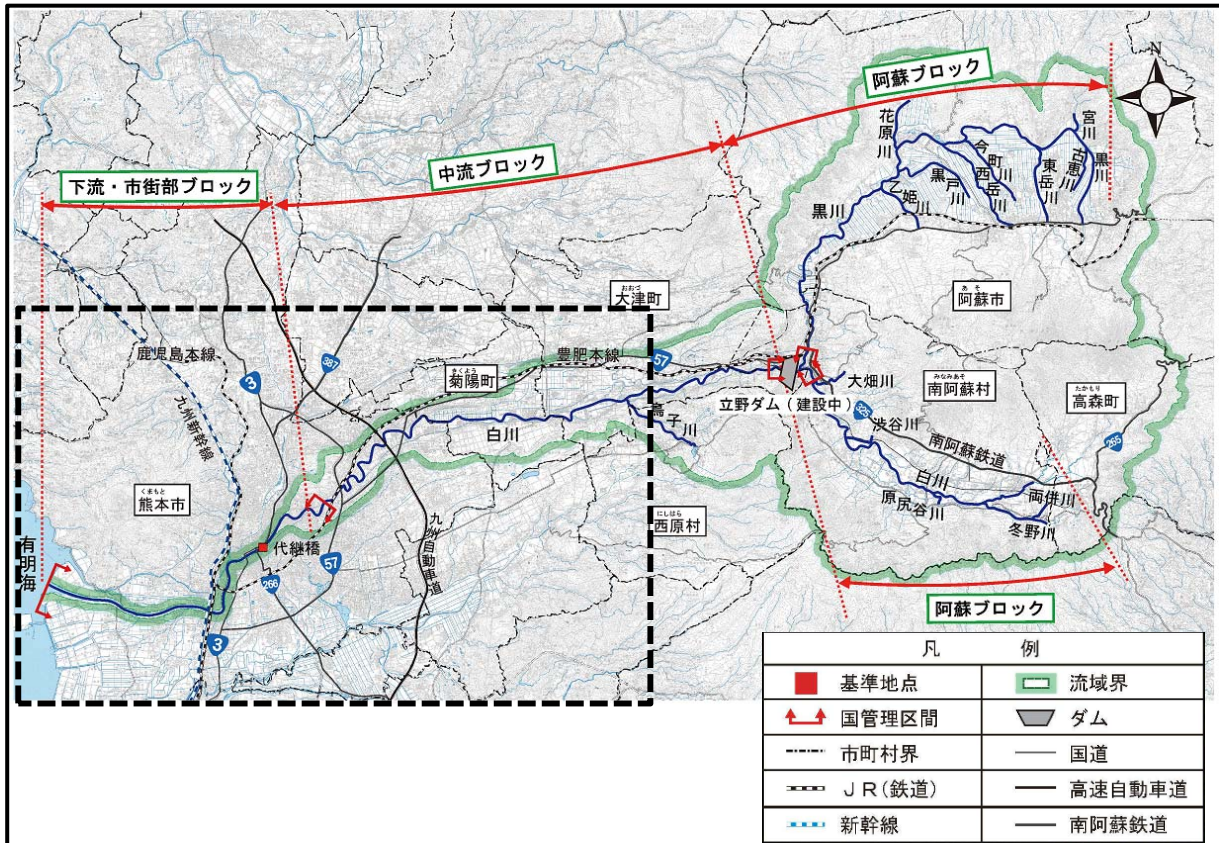


図 3.2.1 河川整備計画対象区間及びブロック分割図

3. 河川整備計画の対象区間及び期間

3.3 河川整備計画の対象期間

3.3 河川整備計画の対象期間

本計画の計画対象期間は、概ね 30 年間とします。なお、本計画は現時点における社会経済状況や水害の発生状況、河川整備の状況、河川環境の状況等を前提として定めるものであり、これらの状況の変化や新たな知見の蓄積、技術の進歩等を踏まえ、必要に応じて適宜見直しを行います。